

耳 標 の 種 類 と 装 着 方 法

(1) 耳標の種類

法に基づく耳標とは、以下の規格に適合するものです。

- ① 装着した後、容易に脱落しない構造であること
- ② 取り外した後、再び装着できない構造であること
- ③ 個体識別番号が容易に判別できる色及び大きさであること
- ④ 個体識別番号が容易に消えない方法により表示されていること

■ 耳標（令和5年度規格審査で適合と確認された配付耳標）と耳標装着器（アプリケーター）

種類（メーカー）	日本での取扱業者	耳標装着器（アプリケーター）
オールフレックス 	フジタ製薬（株） 連絡先： 顧客センター T E L : 042-661-1970	〈オールフレックス〉 
ハプトナー 	（株）トレデスト 連絡先： T E L : 045-532-9080	〈ハプトナー〉 
データマース 	サージミヤワキ（株） 連絡先： T E L : 03-3449-3711	〈データマース〉 

注 意

- 1 耳標は、国の補助事業において毎年度入札により配付される耳標が決定するため、必ずしも毎年同じ種類（メーカー）・規格の耳標が配付されるとは限りません。
- 2 耳標を装着する場合に留意すべき点がありますので、特に、新たな種類（メーカー）の耳標を装着する際には、耳標に同梱されている説明書や「耳標装着マニュアル」等をよく読んで牛に装着するようお願いします。
- 3 耳標装着マニュアル、耳標と各社装着器との関係については、送付される耳標に同封されている「耳標装着マニュアル」又は[センターホームページ \(https://www.id.nlbc.go.jp/\)](https://www.id.nlbc.go.jp/)をご参照ください。
- 4 肥育農家においても、導入牛の耳標が脱落等した場合、再発行耳標を装着する必要があるため、耳標装着器（アプリケーター）をご準備ください。

●耳標装着器（アプリケーター）を新たに入手したい場合

新規農家で耳標装着器（アプリケーター）をお持ちでない方や耳標装着器（アプリケーター）が壊れてしまった方は、耳標の配付を行っている（一社）家畜改良事業団にご相談ください。

【お問い合わせ先】

（一社）家畜改良事業団 情報分析センター 家畜個体識別センター

T E L : 0 2 4 8 - 4 8 - 0 5 9 2 F A X : 0 2 4 8 - 4 8 - 0 5 8 6

(2) 耳標の装着方法

注意

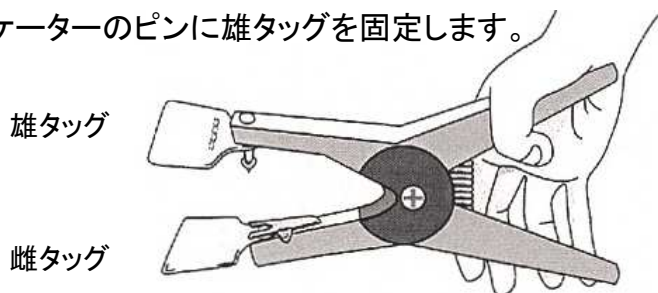
新たな種類（メーカー）の耳標が配付される際には、耳標と一緒に耳標装着方法の説明書（耳標装着マニュアル）が同梱されますので、装着に当たり、必ずご確認ください。

- ① 個体識別番号を確認し、耳標を準備してください。
耳標は雄タッグ、雌タッグで1セット（片耳分）になります。



- ② アプリケーターの留め金の下に雌タッグを固定します。

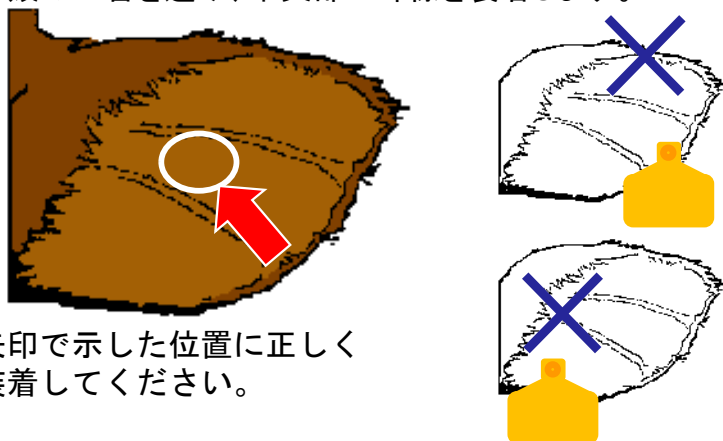
- ③ アプリケーターのピンに雄タッグを固定します。



- ④ アプリケーターに耳標をセットしたまま消毒液に浸します。



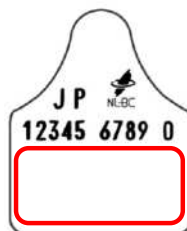
- ⑤ 耳殻の血管を避け、中央部に耳標を装着します。



矢印で示した位置に正しく装着してください。



耳標に穴を開けて、別の耳標を装着するのはおやめください。耳標脱落の原因になります。



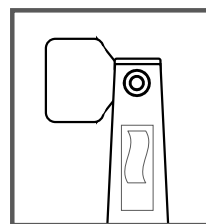
雄タッグ下段の空白スペースは自農場の管理番号等を自由に記入できるようになっております。



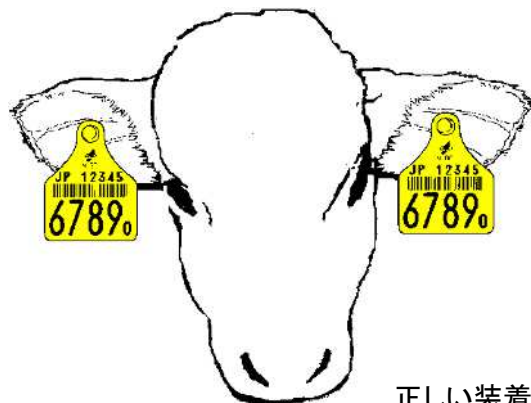
適合しないアプリケーターで耳標を装着しないでください。装着ミスや脱落の原因になります。



ハブトナー耳標を装着する場合は、耳標をアプリケーターに対して直角にセットしてください。



雌タッグが正面に来るように装着してください（雄タッグは耳の後ろから前に向かって貫通させます）。雄と雌を逆に装着しないようご注意ください。



正しい装着状態

(3) 耳標の配付方法

法に基づく牛の個体識別のための耳標は、国の補助事業により、事業実施主体（一般社団法人 家畜改良事業団）から牛の管理者（農家）に配付されています。

耳標には「通常耳標」と「再発行耳標」があります。

通常耳標は、牛が生まれた際に装着する耳標です。農家からの出生の届出（報告）頭数及び耳標の在庫状況に応じて配付されます。耳標はできるだけ配付された順に、古いものから装着するようにお願いしますが、発行から7年より経過した耳標は、経年劣化していることが見込まれるため、順次、整理を進めています。また、発行から15年以上経過した未装着耳標は、廃番処理を行い、出生の届出（報告）ができなくなっています。再発行請求も受け付けられませんのでご注意ください。

再発行耳標は、装着ミスや耳標の脱落又は破損により、再度装着するために同じ個体識別番号で再発行された耳標です。再発行請求を行うことで配付されます。

ア 通常耳標が必要な場合

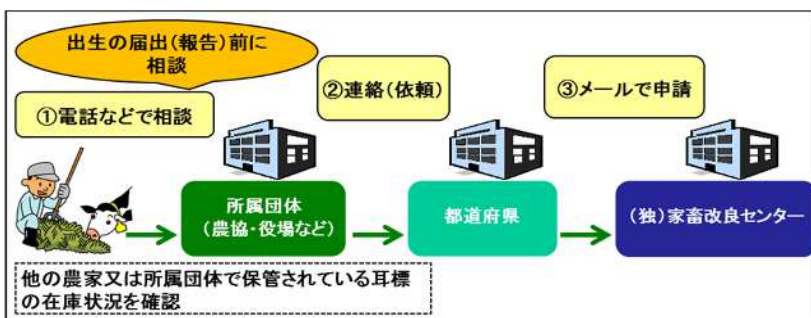
通常耳標は農家からの出生の届出（報告）頭数及び耳標の在庫状況に応じて、配付される枚数が決められていますが、在庫耳標が不足するような場合は、所属団体（農協等）にご相談ください。

相談を受けた所属団体の手元に保管されている通常耳標を管理換えしてお渡すことができます。

ただし、**耳標をお渡しするにあたり、所属団体から各都道府県を通じて、センターへの耳標の「管理換え」の手続きが必要です。**

この手続きを行わないと、管理換えした耳標を装着した牛の出生の届出（報告）が受理されませんので、ご注意ください。

【耳標が不足した場合】

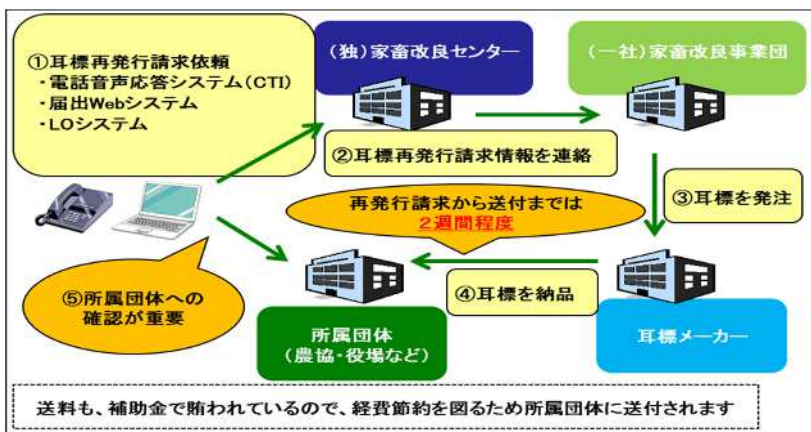


イ 再発行耳標が必要な場合

耳標が脱落又は破損した場合には、同じ個体識別番号で再発行された耳標を装着する必要があります。牛の管理者は速やかに耳標の再発行請求（P7）を行ってください。

なお、再発行耳標は、**請求から送付まで約2週間程度かかり、所属団体に送付**されます。お早めにご請求いただくようお願いいたします。

【耳標の再発行請求】



(参考) 耳標が脱落した場合等の担保措置

法により、両耳に耳標が装着されていない牛は、譲渡し又は譲受け等を行ってはならないこととされていますが、出荷直前又は輸送中に耳標が脱落したとき等、やむを得ない場合には異動が可能となっております。

その場合、牛の管理者は、脱落した耳標又は当該個体識別番号を記載した札を当該牛の耳以外の部分にひも等で取り付けるなど、当該牛の個体識別番号の表示・伝達を確実にするための措置を講じなければなりません。

※ 詳しくは、最寄りの農林水産省 地方農政局等（P62）にお問い合わせください。

(4) 耳標の再発行請求方法



耳標の再発行請求は、次の手段で行うことができます。

- インターネットを通じて、パソコン、タブレット、スマートフォン → ① 届出Webシステム (P9)
- 電話、携帯電話で → ② 電話音声応答 (CTI) (P11)
- 専用ソフトとインターネットで → ③ LOシステム
- 専用回線とバーコードリーダー → ④ イントラ報告 (ID連携)

詳しい操作は、センターホームページ (<https://www.id.nlbc.go.jp/data/zihyou.html>) のそれぞれの届出 (報告) 手段の耳標再発行請求手順をご覧ください。

なお、再発行された耳標は管理者のところではなく、それぞれの所属団体宛てに発送されます。

請求から約 2 週間後に所属団体に耳標が配送されているかご確認ください。

● 注意事項

1. 片耳耳標 (又は両耳耳標) の再発行請求中に、続けて同じ個体識別番号の耳標の再発行請求を行うことはできません。請求した再発行耳標がお手元に届いてから、必要な手続きを行ってください。
2. 再発行耳標の請求は、いったん受付を完了してしまうと取り消しができませんので、請求の際は請求内容を十分ご確認ください。

【お問い合わせ先】

(一社) 家畜改良事業団 情報分析センター 家畜個体識別センター

TEL : 0248-48-0592 FAX : 0248-48-0586